

2026 年 7 月 1 日

吸収分割に係る事後開示事項

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号並びに会社法施行規則第 189 条に定める書面)

東京都千代田区大手町二丁目 3 番 1 号
日本郵政株式会社
取締役兼代表執行役社長 根岸 一行

東京都港区赤坂八丁目 4 番 14 号
日本郵政コーポレートサービス株式会社
代表取締役社長 赤尾 法彦

日本郵政株式会社（以下、「甲」といいます。）及び日本郵政コーポレートサービス株式会社（以下、「乙」といいます。）は、両社の間において 2026 年 4 月 17 日付けで締結した吸収分割契約に基づき、2026 年 7 月 1 日を効力発生日として、乙が所有する JP ツーウェイコンタクト株式会社株式及びこれに関連する負債に係る権利義務を甲に承継させる吸収分割を行いました。（以下「本分割」といいます。）

つきましては、会社法（以下、「法」といいます。）第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号並びに会社法施行規則第 189 条の規定に従い、下記のとおり法務省令で定める事項を記載した電磁的記録を備え置くことといたします。

記

1 吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第 189 条第 1 号）

2026 年 7 月 1 日

2 吸収分割会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第 189 条第 2 号）

（1）法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

乙の株主は甲のみであったため、該当事項はありません。

（2）法第 785 条の規定による手続の経過

乙の株主は甲のみであり、甲は乙の特別支配株主に該当することから、法第 785 条第 3 項の規定による手続は行っておりません。

（3）法第 787 条の規定による手続の経過

乙は、新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。

（4）法第 789 条の規定による手続の経過

乙は、法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2026 年 5 月 13 日付の官報にて公告し、かつ、知っている債権者に対し各別に催告いたしましたが、期限までに異議を述べた債権者はいませ

んでした。

3 吸収分割承継会社における事項（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

（1）法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

本分割は、法第 796 条第 2 項本文に規定する場合（簡易分割）に該当するため、該当事項はありません。

（2）法第 797 条規定による手続の経過

本分割は、法第 797 条第 1 項ただし書に規定する場合（簡易分割）に該当することから、甲に対して株式の買取請求を行うことのできる株主はいませんでした。

（3）法第 799 条の規定による手続の経過

甲は、法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2026 年 5 月 13 日付官報公告及び電子公告を行いました。期限までに異議を述べた債権者はいませんでした。

4 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割株式会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

本分割により甲が乙から承継した資産及び負債は、以下のとおりです。

承継した資産： 乙が保有する JP ツーウェイコンタクト株式会社の普通株式 1,906 株

承継した負債： 金 1,350,000,000 円

5 法第 923 条の変更を登記した日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

甲及び乙は、本分割に係る変更の登記を 2026 年 7 月 1 日から 14 日以内に行う予定です。

6 上記に掲げるもののほか、吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

甲は、法第 796 条第 2 項本文の規定に基づき、本分割に係る吸収分割契約について法第 795 条第 1 項に定める株主総会の決議による承認を得ることなく本分割を行いました。

乙は、法第 784 条第 1 項本文の規定に基づき、本分割に係る吸収分割契約について法第 783 条第 1 項に定める株主総会の決議による承認を得ることなく本分割を行いました。

以 上